

議 決 権 代 理 行 使 受 任 に 関 す る 報 告 書
年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		責任者の氏名		
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		国籍又は 設立国		
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容				
	ウェブページのリンク				
	報告者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接・間接に議決権 の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ イ～ホのために代理行使受 任をするもの		
	代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		責任者の氏名	
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地			
事 務 上 の 連 絡 先 (担 当 者 氏 名 、 電 話 番 号 及 び 電 子 メ ー ル ア ド レ ス)					

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	
	(2) 本 店 の 所 在 地	
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的	
	(4) 総 議 決 権	個
	(5) 外 資 比 率	%
	(6) 上 場 、 非 上 場 等 の 区 分 (該 当 分 に ○)	イ 上 場 銘 柄 ロ 店 頭 売 買 銘 柄 ハ その他
2 議 決 権 受 任 し た		数 量 個
	(1) 数 量 等	受任後の議決権比率 % (受任前の比率 %)

比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

- 11 「2 受任した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「(2) 受任の内容」欄には、受任によつて得た権限を用いて議決権行使を行おうとする又は行つた議案について、可能な限り記入すること。

- 12 「3 受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権（すなわち、「2 受任した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

- 13 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A4）